**令和元年度きのとや奨学金募集要項**

１．奨学金の目的

奨学金を給付することにより，北海道大学で学びたいという強い意欲を持ちながら，家庭の事情等で経済的に困窮し就学に支障のある学部学生の学習機会の確保を図り，フロンティア精神に溢れる人材の育成に寄与することを目的とする。

２．申請資格

　　申請対象者は次のいずれにも該当する者とします。

1. 本学の学部１年次に在学する日本人学生（聴講生，研究生等の非正規生を除く。）
2. 申請時点において，休学中又は留年中でないこと
3. 学資に乏しいもの

３．奨学金の種類

　　給付の奨学金とします。返還の必要はありません。

４．給付月額・給付期間・採用人数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給付月額 | 給付期間 | 採用人数 |
| ４０，０００円 | 標準修業年限 | 毎年度３名以内 |

５．給付方法

本受給者が指定する預金口座へ振り込みます。振り込みは在学を確認のうえ毎月としますが，１年次の１回目については８月に４～８月分をまとめて振り込みます。

６．申請方法

　本奨学金の申請書類を高等教育推進機構４番窓口で配布しますので，必要事項を記入の上，高等教育推進機構４番窓口に提出してください。

【提出書類】

1. 奨学金支給申請書
2. 家計状況等調書及び関係書類

（平成３１年度前期分授業料免除申請者のうち所得証明書等を提出している者は提出不要）

1. その他申請に必要と認められる書類

７．申請期間

令和元年６月２１日（金）まで

８．選考・決定

　申請を受けた者の中から，株式会社きのとやの意向を確認のうえ，教育担当の理事・副学長が決定します。決定は８月上旬の予定です。

　なお，選考結果の内容については，公表いたしません。

９．他の奨学金との併給

貸与の奨学金，給付の奨学金のいずれについても併給を認めます。

※　他団体の奨学金を既に受給している場合は，他団体の規定において，本奨学金との併給が認められない場合がありますので，注意してください。

10．給付の廃止

次のいずれかに該当する場合は，奨学金の給付を廃止します。なお，奨学金の給付を廃止した場合には，既に給付した奨学金の一部又は全部の返還を求めることがあります。

1. 留年したとき
2. 退学又は卒業したとき
3. 懲戒処分を受けたとき
4. 申請書類に虚偽の記載があったとき
5. 奨学金受給の辞退の申し出があったとき
6. その他受給者として適当でないと認められるとき

11．問い合わせ先

　　学務部学生支援課奨学支援担当（高等教育推進機構④窓口）

電話　011-706-7530